

第 2 2 期 第 2 6 回青森県西部海区漁業調整委員会議事録

1 日 時 令和5年10月26日（木）午後1時30分

2 場 所 青森市新町1丁目11-22
アラスカ会館 2階「ガーネット」

3 出席者

区 分	職 名	氏 名
委 員	会 長	富 田 重 基
	会長代理	立 石 政 男
	委 員	福 田 隆 一
	〃	柴 田 武 信
	〃	山 本 幸 宏
	〃	尾 野 明 彦
	〃	野 土 一 公
	〃	堀 内 精 二
	〃	東 信 行
	〃	竹ヶ原 公
	欠席委員	古 川 今日志
	〃	西 崎 昭 一
	〃	田 村 義 夫
〃	佐々木 信 昭	
〃	黒 滝 洋 子	
事 務 局	事務局長	長 根 幸 人
	主任専門員	八 島 美奈子
	非常勤事務員	鳴 海 留美子
県 側	水産振興課 副 参 事	三 橋 潤一郎
	総括主幹	山 形 呈 太
	西北地方水産事務所 所 長	蝦 名 浩
	下北地方水産事務所水産普及課長	竹 谷 裕 平

4 提出議案

議案第1号：漁業の許可の制限措置の内容等について（諮問）

議案第2号：青森県西部海区漁場計画の変更計画（案）について（諮問）

5 審議結果

第1号議案：原案どおり答申することに決定された。

第2号議案：令和5年11月22日に公聴会を開催することに決定された。

6 議事の経過

会 長

それでは、ただ今から、第22期第26回青森県西部海区漁業調整委員会を開催いたします。

委員の皆様には、御多忙の中、御出席をいただきまして誠に感謝しております。

本日の委員会は、先ほど事務局から説明があったとおり、議題として、議案2件、報告事項1件の審議が予定されております。

委員各位の御協力と県の適切な御助言をいただきながらスムーズに進めて参りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

本日は、委員数15名のところ、過半数を超える10名の委員の御出席をいただいておりますので、漁業法第145条第1項の規定に基づきまして本委員会は成立しております。

次に、委員会規程第13条第2項の規定により、議事録署名人を選出したいと思いますが、慣例により、私からの指名でよろしいでしょうか。

委 員

(「異議なし」の声あり。)

会 長

ありがとうございます。

それでは、東委員と竹ヶ原委員の兩名を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。

議題に入ります。

議案第1号「漁業許可の制限措置の内容等について（諮問）」を議題に付します。事務局から説明をお願いいたします。

長根事務局長

それでは、説明いたします。

議案第1号資料の1ページ目を御覧ください。

これは、県知事からの諮問文です。件名及び本文のみ読み上げます。

漁業の許可の制限措置の内容等について（諮問）。

このことについて、漁業法第58条において読み替えて準用する同法第42条第3項の規定に基づき、貴委員会へ諮問します。

以上となりますが、これは漁業法に基づく規定により、今回諮問があったもので、詳細につきましては、この後、県側から説明がありますので、事務局からの説明は以上です。

御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

会 長

続いて、県からの補足説明があれば、お願ひいたします。

水産振興課 三橋副参事

はい、会長。

会 長

はい、どうぞ。

水産振興課 三橋副参事

それでは、議案第1号につきまして、県から補足説明させていただきます。

資料の方、1枚おめくりいただきまして、2ページ目を御覧ください。

いつものように漁業種類、漁業を営む者の資格、許可または起業の認可をすべき船舶等の数について御説明します。

まず2ページ目、さめ片側留刺し網漁業でございます。

漁業を営む者は、野辺地町に住所を有する者ということで、野辺地町漁協の組合員ということになっております。許可すべき船舶の数は、1隻でございます。

続いて、3ページ目を御覧ください。

さめ固定式刺し網漁業でございます。

2段に分かれておりまして、上段の方は、小泊漁協の組合員18隻。その次の段は、下前漁協の組合員で1隻ということになっております。

3ページ目下は、たら固定式刺し網漁業でございます。

新深浦町漁協の組合員ということで、15隻となっております。

続いて、4ページ目は、この続きということになっております。飛ばしまして、5ページを御覧ください。

なまこ潜水器漁業でございます。

西共第27号ということで、竜飛今別漁協でございます。許可すべき漁業者の数は1人ということになっております。

県からの補足説明は以上でございます。

御審議の方、よろしくお願ひいたします。

会 長

ただ今、事務局及び県からの説明が終わりましたので、委員各位から何か御質問、御意見等がございましたらお願ひいたします。

はい、どうぞ。

堀内委員

3 ページ目のさめ固定式刺し網漁業について。ここ、小泊が18隻、下前が1隻になっておりますが、ここの場所は、確かトロールと漁場が重なる場所ではないかと思っております。

さめ刺しに関しては、これは、組合間の協定、または調整ではなくて、漁業者間の調整になっていると思うんですが、県の方はいかがでしょうか。

会 長

県の方、どうぞ。

水産振興課 三橋副参事

さめ固定式刺し網漁業につきましては、委員おっしゃるとおり、漁業者と日本海沖合底びき網漁業者会との協議、今回の場合は、確認書というものを取り交わして、それで、ここの漁場について調整が図られたということで制限措置を出しております。

小泊の方、18隻の分、それから下前1隻、1人の分で確認書の方は取り交わしております。

会 長

堀内委員、よろしいでしょうか。

堀内委員

その点について、漁業者間の調整があれば、これ問題なということですよ。

会 長

県の方。

水産振興課 三橋副参事

あくまで、漁場が重複しておりますので、漁業の操業、それから安全操業、これに関して漁業者間で了解が得られるのであればということで、こちらの方は制限措置をかけております。

堀内委員

それは、例えば、下前ですね、1艘ですね。これは、組合の許可よりは、漁業者と沖底の漁業者の間で調整がなされていけば問題ないということでしょうか。

会 長

はい、どうぞ。

水産振興課 三橋副参事

それぞれのケースがありますけども、今回のさめに関しては、慣例で漁業者同士でやっている。ものによっては、組合と、というものもありますので、それは、これまでの慣例で同じようにやっていくつもりでございます。

会 長

よろしいですか。

はい、どうぞ。

堀内委員

この下前の1艘が過去に操業できなかったというのがあったというふうに聞いております。それは、組合が許可をしないから操業できなかったと。そういう時期もあったと伺っております。

今回、下前の方から1艘出ているんですが、これがまた、組合の方からダメだということになれば、漁業者に不利になることが発生しますので、あくまでも沖底とさめ刺しの漁業者の調整があれば、操業ができるということを確認したいと思います。

会 長

はい、どうぞ。

水産振興課 三橋副参事

過去の件につきましては、私の方も調べておりまして、実は昔、令和2年に改正漁業法施行前の青森県海面漁業調整規則の時代は、調整が図られているということがひとつ許可の要件になっておりましたので、そういったことで、ちょっとしたトラブルで許可が遅れていたというのは聞いたことがあります。

ただ、現在の漁業法及び漁業調整規則上は、その要件がございません。

ただ、代わりに制限措置を公示する際には、漁場利用がきちんと問題なく安全性があるということで確認した上で出しているというものでございます。

今回、諮問させていただいたということで、そこは確認取れておりますので、許可については、これまで、今回は許可申請があれば、そのまま許可する形。あくまで県も漁業者が許可が受けられないという事態は絶対に避けるつもりでございますので、そのところは、これまでどおりやる予定でございます。

水産事務所 蛭名所長

水産事務所から補足いたします。

堀内委員の質問にありましてとおり、下前と沖底側、漁業者の合意、安全操業に関する合意というものを我々、確認いたしましたので、今回、公示の中身として1隻と

ということで諮問させていただいているものです。

漁業者間でしっかりと、ちゃんと合意されることによって、安全操業が確保されたというふうに考えております。

今後もこのようなスタイル、ちゃんと続けていけるというふうに考えています。

堀内委員

はい、分かりました。

会 長

私の方から確認ですけども。

今、所長の発言で確認なんですけども。下前漁協の漁業者と沖底ということで理解してよろしいんでしょう。

水産事務所 蛸名所長

今回の確認については、下前漁協の漁業者と沖底の、漁業者の会長になりますけども、間で確認されたということになります。

会 長

先ほど、堀内委員の方からの質問の中で、漁業者同士のそういうコンセンサスを得たものであるということであれば、今回に合致はするんですけども。一方、漁協そのものが、それにちょっと反するといったら変なんですけども。違うようなそういう許可を出さないとか、そういうことを避けるためというので、そこは県の方でも指導を行いながら、漁協の方にも指導を行いながら、この制限措置のところについてのそういう発出をお願いしたいなとは思っております。

水産事務所 蛸名所長

分かりました。その辺、十分踏まえて、留意しながら進めていきたいと思えます。

会 長

尾野委員、何か。

尾野委員

休憩にしますか。

会 長

ちょっとそれじゃ、休憩ということで。

・・・・・・・・・・ 休憩（午後1時41分から午後1時48分）・・・・・・・・・・

会 長

それでは、休憩を解いてもよろしいでしょうか。

それでは、ただ今、事務局及び県からの説明が終わりましたので、委員各位から改めてまた御質問、御意見等がございませんか。

委 員

（「ありません」の声あり。）

会 長

それでは、御質問、御意見も特にないようですので、諮問どおり決定したいと思いますが、御異議ございませんか。

委 員

（「異議なし」の声あり。）

会 長

ありがとうございます。

それでは、議案第1号については、諮問どおりと決定して、県知事に答申することといたします。

なお、答申文の内容については、本職に一任願います。

また、1号議案については、県の方にもちょっと申し上げたいのは、今まで制限措置の中で、こういう意見はほぼ出たことがないというのが慣例でしたけども、今回、こういうことが出たということを重く受け止めて、先ほど、休憩の時に再三申し上げたとおり、そういう下前漁協さんの方の案件というのが今後出てきた時は、皆さんと同等のコンセンサスを得たもので委員会指示に諮問していただきたいと思っております。

その一言、付け加えておきます。

それでは、次に議案第2号「青森県西部海区漁場計画の変更計画（案）について（諮問）」を議題に付します。

事務局から説明をお願いします。

長根事務局長

それでは、説明いたします。

本件につきましては、8月2日付けの青森県水産振興課長から事前協議の依頼により、8月9日に開催した第22期第4回協議会において、委員の皆様から御審議いただいておりますが、今回、正式に県知事から諮問がありました。

資料1を御覧ください。

その諮問文です。件名及び本文のみ読み上げます。

青森県西部海区漁場計画の変更計画（案）について（諮問）。

このことについて、漁業法第64条第8項において準用する同条第4条の規定に基づき、別紙のとおり諮問します。

以上となりますが、諮問に至った経緯等につきましては、この諮問文のとおりであります。今回、諮問のあった漁場計画の内容等の詳細につきましては、この後、県側から説明がありますので、説明は省略させていただきます。

事務局からは以上です。

会 長

それでは、県から補足説明があればお願いいたします。

水産振興課 山形主幹

はい、会長。

会 長

はい、どうぞ。

水産振興課 山形主幹

それでは、議案第2号について、資料1の関係で説明させていただきたいと思っております。

ちょっと分厚い資料を一式お配りさせていただいておりますが、こちらの資料、1ページ目から47ページ目までが、今回の漁場計画変更案、陸奥湾沿岸域に関する漁業権の追加に関する計画の案の本体ということになります。

それから、48ページから142ページまで、こちらが関係する漁場図、漁場ごとの図面を付けさせていただいております。これから48ページから142ページまで。

最後、143ページ以降は、参考資料ということで添付させていただいておりますが、今回の漁業権切替えに係る基本方針、それから共同漁業権、区画漁業権の種類別の一覧表、一番最後に概要図を付けさせていただいております。図面1枚に陸奥湾の全ての漁場を掲載したもの、これ1枚付けて全部で166ページになります。

この変更計画案につきましては、8月のお盆前に開催された協議会において、私の

方から一通り説明させていただいておりますので、今回は、その協議会以降の変更点等について説明いたします。

前回の8月の協議会の後、関係機関とこの計画の内容について協議させていただいております。関係機関ということで、海上保安部、それから港湾担当部局等と協議を行っております。

その協議の結果、特段、意見はありませんでしたので、今回の計画案については、8月の協議会の時点から内容的には変更しておりません。

結果としまして、共同漁業権につきましては、第3種漁業、地引網漁業になるんですけども、地引網漁業については、継続要望のあったものが2か所、2漁場になるんですけども、その2漁場を除く11漁場、それは削除しておりますが、その他については、全て現行どおりの計画。

区画漁業権につきましては、要望のなかった4漁場は削除しております。

その他、区画漁業権に関しての新規変更案件については、資料の一番最後の概要図の方を御覧いただきたいんですけども。概要図の中で真ん中くらいにピンク着色の箇所があるんですけども、ここが新たな区画1か所、むつ市脇ノ沢地先に設定するというんですけども、これが西区139号、新規区画はここ1区画だけということです。

それから、黄色着色が5漁場あるんですけども、ここがむつ市の地先、それからむつ市川内町の地先の5漁場になりますけれども、いずれも現行区画よりも沖側に300メートルスライドさせているというのが変更点ということになります。ピンクと黄色以外の箇所については、全て現行どおり計画しているという内容となっております。

そうしましたら、非常に簡単なんですけれども、資料1に関しての説明は以上になります。

会 長

この新規設定と区画、区域変更点については、この基本方針のところでカバーしているんですよ。

水産振興課 山形主幹

そうですね。基本方針の中にもその旨記載はしております。

ページで言うと、148ページになりますけれども、ここが、今回の計画案の総括について記載させていただいております。新規の区画、それから変更する区画については、このページの1の(2)に新規分についての記載。それから2について、変更分についての記載をさせていただいております。

会 長

分かりました。

再度確認ですけれども、これを前回の説明どおりということだったんですけども、それでよろしいんですよ。

水産振興課 山形主幹

そうですね。協議したんですけども、特段意見ございませんでしたので、変える理由もないということで、前回と同様の内容となっております。

会 長

ただ今、県の説明が終わりましたけども、非常に分厚い資料で、今、すぐ目を通せといっても皆さん大変でしょうけども。これ、陸奥湾の漁業計画ということで、陸奥湾の委員の方々の方で何か御質問等、御確認等、現在ございますか。

今、これ、すぐ見てちょっと大変でしょうけども。

もし、御質問、御意見がなければ、来月、諮問について公聴会が行われます。その中で関係者の意見を集約して、次回の委員会に最終的に県に答申したいと思っておりますけども、それまで、若干、時間がございますので、何か陸奥湾の方々の委員の方で、何か御質問、御意見等がございましたら、海区の事務局なり、県の水産振興課の方にでもお問い合わせいただければと思っておりますけども。

御異議、ございませんか。

御質問、御異議もないようですので、そのように決定することといたします。

なお、公聴会の日程等については、事務局から案の説明をお願いしたいと思っております。

長根事務局長

それでは、公聴会の開催内容について説明いたします。

今回の諮問を受け、答申するにあたり、漁業法第64条第5項に基づき公聴会を開催しなければならないとされておりますが、この公聴会は、当委員会で定めた公聴会に関する手続規定の定めにより開催することになります。

資料2を御覧ください。

これは、公聴会開催に関する公示の内容です。

一部省略して読み上げます。

青森県西部海区漁業調整委員会公示第2号、漁業法第64条第5項の規定により、青森県西部海区漁場計画に関する公聴会を次のとおり開催する。

令和5年10月〇日、青森県西部海区漁業調整委員会 会長 富田重基。

一、開催期日及び開催場所。

1 開催期日 令和5年11月22日 午後1時30分。

2 開催場所 青森市新町1丁目11の22 アラスカ会館「サファイアの間」。

二、公述者の範囲。

1の漁業権者から5のその他利害関係のある者までとなっております。

三、漁場計画の内容等。

漁場計画の内容等は、次の場所に備えて縦覧に供する。

1の外ヶ浜町役場から8のむつ市役所までの各市町村役場。

9の三厩漁業協同組合から20の脇ノ沢村漁業協同組合までの各漁業協同組合。

21、青森県漁業協同組合連合会。

22、下北地域県民局地域農林水産部下北地方水産事務所。

23、青森県西部海区漁業調整委員会事務局。

四、その他。

漁業法施行規則第23条の規定により、公聴会に出席して公述しようとする者は、当該事案に関して利害関係を有する理由及び述べようとする公述の概要を令和5年11月7日までに青森県西部海区漁業調整委員会に申し出なければならない。

以上となりますが、県報登載時に若干の字句修正があった場合は、事務局一任ということで承認をお願いいたします。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

会 長

ただ今、事務局から説明があった内容で公聴会を開催することで御異議ございませんか。

委 員

(「異議なし」の声あり。)

会 長

ありがとうございます。

それでは、そのように決定し、原案どおり公聴会を開催することといたします。

また、公聴会の当日には、本日の議案第2号関係書類一式を忘れないで御持参いただけるようお願いいたします。

これで議案を終了し、次に報告事項に入ります。

①の「令和5年度全国海区漁業調整委員会連合会日本海ブロック会議の概要について」を事務局から説明をお願いいたします。

八島主任専門員

それでは、令和5年度全漁調連日本海ブロック会議の概要について報告いたします。

今年度は、10月12日に山口県下関市のシーモールパレスで開催され、本県からは、立石会長代理、野土委員、私八島が出席いたしました。

概要についてですが、令和5年度の全漁調連要望活動の結果について、全漁調連事

事務局から要望活動結果についての報告がありました。

次に令和6年度の要望事項についてですが、各県から提案理由、要旨等の説明後、全件令和6年度の要望事項として採択されました。

本県からは、立石会長代理が提案理由、要旨等の説明を行いました。

次に、次期全漁調連役員を選出についてですが、次期の令和7年から令和11年は、日本海ブロックが会長、副会長等を日本海ブロックから選出することとなっております。

山形、新潟、石川、京都府、山口県の1府4県で調整することとなりましたので、この中から会長、副会長等が選出されることとなります。

次に、次期開催地についてですが、来年度は青森県に決定しておりますので、委員の皆様、どうぞよろしく願いいたします。

最後に委員研修ですが、山口県の水産研究センターの研究者の方から「シロアマダイの種苗生産技術開発について」の講演がありました。

以上、簡単ですが、概要の報告です。

会 長

ただ今、事務局から報告がありましたけれども、委員各位からこのことについて、何か御質問等ございますか。

特にないようですので、それでは、本日予定した議事を全て終了して、これをもちまして、第22期第26回青森県西部海区漁業調整委員会を閉会します。

次にここで県との情報交換を行いたいと思いますけれども、委員の皆様、何かございませんか。

何かないですか。

情報交換も終了してよろしいでしょうか。

それでは、全て終了いたしましたので、県の皆様方には、御多忙中にもかかわらず会議への御出席、御助言等、誠に御苦勞様でした。

どうもありがとうございます。

終了 午後2時6分